

都市計画法第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則

平成21年3月5日

銚田市規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第65条第1項に規定する許可について、申請手続その他必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 法第65条第1項に規定する許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）正副2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 委任状（代理人による許可申請の場合。任意書式）
- (3) 位置図（住宅地図等に申請地を明示）
- (4) 公図の写し（申請地を明示）
- (5) 配置図又は土地の計画平面図（縮尺1/600以上）
- (6) 土地の縦横断図（土地の形質変更を行う場合。縮尺1/600以上）
- (7) 建築物又は工作物の構造図（縮尺1/200以上）
- (8) 区域・高さ・形状を表した図（土砂等のたい積を行う場合。縮尺1/600以上）
- (9) 重量計算書（物件の設置又はたい積を行う場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、許可事項の審査の参考となる図書として市長が指示するもの。

(許可書等の交付)

第3条 市長は、法第65条第1項に規定する許可をする場合にあっては、許可書（様式第3号）を、許可をしない場合にあっては、不許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

鉾田市長 様

申請者 住所
氏名

印

都市計画法第65条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造及び移動の容易でない物件の重量
- 3 新築，増築，改築，移転，設置又は堆積の別
- 4 建築物等にあつては敷地面積，建築面積及び延べ面積

| | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
|-------|----------------|----------------|----------------|
| 敷地面積 | m ² | m ² | m ² |
| 建築面積 | m ² | m ² | m ² |
| 延べ床面積 | m ² | m ² | m ² |

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

申請者連絡先 電話番号 ()

様式第2号（第2条関係）

確 約 書

年 月 日

鉾田市長 様

申請者 住所
氏名

印

都市計画法第65条第1項の許可を申請するにあたり、都市計画事業実施の際は、事業施行者の指示に従って、事業に協力することを確約いたします。

様式第3号（第3条関係）

記号指令第 号

許 可 書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった建築物等の建築又は移動の容易でない物件の設置等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第65条第1項の規定により許可する。

年 月 日

銚田市長

印

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物等の構造又は移動の容易でない物件の重量
- 3 新築，増築，改築，移転，設置又は堆積の別
- 4 建築物等にあつては敷地面積，建築面積及び延べ面積
敷地面積 m^2
建築面積 m^2
延べ面積 m^2
- 5 都市計画施設名又は市街地開発事業名

（留意事項）

事業実施の際には、当該建築物等は、移転等の対象となりますので御了知願います。

様式第4号（第3条関係）

記号指令第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった建築物等の建築又は移動の容易でない物件の設置等については、次の理由により許可しない。

年 月 日

銚田市長

印

1

2

（不服申立に係る教示）

- 1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に銚田市長に対して審査請求をすることができます。

（処分取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、銚田市を被告（訴訟において銚田市を代表する者は銚田市長となります。）として、提起することができます。